

2027 法人税法 受講生の皆様へ

LEC 東京リーガルマインド

税理士事業本部

2027 税理士講座（法人税法）訂正とお詫び

税理士講座（法人税法）にて配付致しました下記教材において訂正が発生いたしましたので、該当箇所を訂正させていただきます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

〔教材名〕 テキスト 1（HU27311）

【該当箇所】 P106、2 地方法人税 ページ差替（別紙添付）

〔教材名〕 問題集 1（HU27320）

【該当箇所】 P277、解答解説 90 全般について訂正となります。

器具備品 B・C について、40 万円未満かつ損金経理のため、全額（ $260,000 \times 10 + 330,000 = 2,930,000$ ）損金算入。器具備品 A 10 台について、一括償却資産として 600,000 を損金算入。

したがって、税務調整項目は「一括償却資産損金算入限度超過額（加算・留保）1,200,000」のみとなります。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570-064-464（月～金 9:30～20:00／土・祝 10:00～19:00／日 10:00～18:00）

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP 電話からはご利用できません。

2 地方法人税・防衛特別法人税

(ページ差替)

1. 概要

地方法人税は地方財政上の地域格差を是正するための地方交付税の財源を確保することを目的とした国税であり、防衛特別法人税は防衛力の抜本的強化の財源を確保することを目的としたこく税である。いずれも法人税額を基準に計算されるため、法人税法上において法人税と同じ取扱いとなる。

地方法人税・防衛特別法人税	本税	→ 全額損金不算入
	附帯税	→ 原則として損金不算入 (利子税は損金算入)

2. 地方法人税・防衛特別法人税の本税（法 38①）

法人が支払った地方法人税の本税は、法人税と同様の取扱いとなることから、法人税に含めて別表四において全額損金不算入（「損金経理法人税」）として加算する。

3. 地方法人税・防衛特別法人税の附帯税（法 55④一）

地方法人税の附帯税は、法人税とまったく同様の取扱いとなることから、法人税等の附帯税と一緒に損金不算入（「損金経理附帯税等」）となる。

※ 参考

- ・ 地方法人税は、法人税額を基礎として税率 10.3%で課税される。また、防衛特別法人税は、次の算式で計算される。

$$(\text{基準法人税額} - \text{基礎控除 } 500 \text{ 万円}) \times 4\%$$

- ・ 問題文などでは、法人税に地方法人税と防衛特別法人税を含めて「法人税等」と表記されることが多い。